

## 社会福祉法人高松市社会福祉協議会役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人高松市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、本会を勤務場所とし法人業務を行う者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等に対する報酬は、次のとおりとする。

- (1) 非常勤の理事及び評議員については、無報酬とする。ただし、法人業務を行う場合については、別表1に定める費用を弁償する。
- (2) 常勤の理事については、報酬を支給する。ただし、職員としての立場を有する者については、無報酬とする。
- (3) 監事については、無報酬とする。ただし、公認会計士、税理士の有資格者のみ報酬を支給する。

2 交通費の実費が費用弁償額を超える場合には、本会旅費規程（以下「旅費規程」という。）に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、費用弁償はしない。

### (報酬等の算定方法)

第4条 前条第1項第2号及び第3号の報酬の額は、別表2に定める額とする。

2 役員等が法人業務のため出張するときは、旅費規程に基づき、旅費を支給する。

### (報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給時期は、毎月21日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、本会職員給与規程第5条第2項に準じた日とする。

2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

### (公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の議決により行う。

### (補則)

第8条 この規程の実施に際し必要な事項は、理事会の承認を得て、会長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成29年6月21日から施行する。
- 2 当分の間、別表2常勤の理事の報酬の額については、月額60,000円とする。

附 則

この規程は、平成29年11月1日から施行する。

別表1 非常勤の理事及び評議員の費用弁償

	費用弁償の額
理事会への出席、評議員会への出席 法人業務のための出勤	日額 3,000円

別表2 常勤の理事及び監事（公認会計士、税理士の有資格者）の報酬

	報酬の額
常勤の理事	月額 120,000円
監事（公認会計士、税理士の有資格者）	日額 9,000円